

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月31日
【発行者名】	ありがとう投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 長谷 俊介
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野三丁目 1 9 番 4 号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03-5807-9710
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	ありがとうファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額5000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1.【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成27年11月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下、原届出書といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2.【訂正の内容】

第一部【証券情報】

(12)【その他】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

申込みの方法

・当ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間の毎営業日に受付けます。

平成28年1月4日より以下の「」内の規定が追加適用されます。「ただし、申込日がニューヨーク証券取引所の休業日及びルクセンブルグの銀行休業日にあたる場合は申込みの受付を行いません。」

当該受益権の価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。買付口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社または販売会社にお問い合わせ下さい。

取得申込みの受付けは原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

(後略)

<訂正後>

申込みの方法

・当ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間の毎営業日に受付けます。

ただし、申込日がニューヨーク証券取引所の休業日及びルクセンブルグの銀行休業日にあたる場合は申込みの受付を行いません。

当該受益権の価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。買付口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社または販売会社にお問い合わせ下さい。

取得申込みの受付けは原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

(後略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

ファンドにおける指定投資信託証券

投資信託証券の名称	以下各々下記の名称で記載する場合があります。
社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)	社会貢献ファンド
TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定	TMA長期投資ファンド
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA (適格機関投資家限定)	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンド
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ ファンドSA(適格機関投資家限定)	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファ ンド
ALAMCO ハリス グローバル バリュース株 ファンド2007(適格機関投資家専用)	ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007
キャピタル・グループ・USグロースアンドインカム・ファンドクラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	キャピタル・グループ・USグロースアンドインカム・ ファンド
キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュ ニティーズ クラスX(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	キャピタル・グループ・EM・トータル・オポチュニ ティーズ クラスX
キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュ ニティーズ クラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	キャピタル・グループ・EM・トータル・オポチュニ ティーズ クラスZ

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドにおける指定投資信託証券

投資信託証券の名称	以下各々下記の名称で記載する場合があります。
社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)	社会貢献ファンド
TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定	TMA長期投資ファンド
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA (適格機関投資家限定)	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンド
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ ファンドSA(適格機関投資家限定)	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファ ンド
ALAMCO ハリス グローバル バリュース株 ファンド2007(適格機関投資家専用)	ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007
キャピタル・グループ・USグロースアンドインカム・ファンドクラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	キャピタル・グループ・USグロースアンドインカム・ ファンド
キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュ ニティーズ クラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	キャピタル・グループ・EM・トータル・オポチュニ ティーズ
キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ クラ スZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	キャピタル・グループ・インベストメント・カンパ ニー・オブ・アメリカ

(後略)

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社の概況

委託会社名：ありがとう投信株式会社

住 所：東京都台東区上野三丁目19番4号

a. 資本の額（平成27年10月末日現在）

資本金 265百万円
 発行する株式の総数 40,000株
 発行済株式の総数 26,500株

b. 会社の沿革

平成16年3月 9日 : 「ありがとう投信株式会社」設立（資本金 10,000万円）
 平成16年3月31日 : 増資5,000万円（資本金 15,000万円）
 平成16年7月20日 : 「投資信託委託業」（第32号）認可
 平成19年4月 2日 : 増資3,000万円（資本金 18,000万円）
 平成19年9月30日 : 金融商品取引業の登録（関東財務局長（金商）第304号）
 平成20年9月30日 : 増資2,000万円（資本金 20,000万円）
 平成21年3月30日 : 増資2,500万円（資本金 22,500万円）
 平成22年3月 9日 : 増資4,000万円（資本金 26,500万円）

c. 大株主の状況（平成27年10月末日現在）

発行済株式の総数（a） 及び資本金	26,500株 265,000千円		
氏名、商号または名称	住 所	保有株式数 （b）	比 率 （b/a）
石 塚 久 美 雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村 山 甲 三 郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%

< 訂正後 >

委託会社の概況

委託会社名：ありがとう投信株式会社

住 所：東京都台東区上野三丁目19番4号

a. 資本金の額（平成28年4月末日現在）

資本金 265百万円
 発行する株式の総数 40,000株
 発行済株式の総数 26,500株

b. 会社の沿革

平成16年3月 9日 : 「ありがとう投信株式会社」設立（資本金 10,000万円）
 平成16年3月31日 : 増資5,000万円（資本金 15,000万円）
 平成16年7月20日 : 「投資信託委託業」（第32号）認可
 平成19年4月 2日 : 増資3,000万円（資本金 18,000万円）
 平成19年9月30日 : 金融商品取引業の登録（関東財務局長（金商）第304号）
 平成20年9月30日 : 増資2,000万円（資本金 20,000万円）

平成21年3月30日 : 増資2,500万円（資本金 22,500万円）

平成22年3月 9日 : 増資4,000万円（資本金 26,500万円）

c.大株主の状況(平成28年4月末日現在)

発行済株式の総数(a) 及び資本金	26,500株 265,000千円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数(b)	比率 (b/a)
石塚 久美雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村山 甲三郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

(前略)

(参考)指定投資信託証券の概要

下記の概要は、平成27年11月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

(中略)

[7] キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラスX
(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
委託会社	キャピタル インターナショナル エス エイ アール エル
ファンドの特徴	経験豊富なアナリストが世界各地から情報収集を行い、新興国の株式・債券に幅広く投資することにより、リスクを抑えながら、新興国株式と同等のリターンを目指す。
ベンチマーク	なし

[8] キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラスZ
(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
委託会社	キャピタル インターナショナル エス エイ アール エル
ファンドの特徴	経験豊富なアナリストが世界各地から情報収集を行い、新興国の株式・債券に幅広く投資することにより、リスクを抑えながら、新興国株式と同等のリターンを目指す。
ベンチマーク	なし

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行う投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成27年11月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は平成27年11月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合があります。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用私募)・(適格機関投資家限定)・(適格機関投資家専用)・(適格機関投資家用)・(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

(中略)

種類・項目	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/ルクセンブルグ籍/円建て
投資態度	資産保全を意図しつつ、新興市場の潜在的な成長性を捉えることによって中長期のファンド成長を目指すことを目的とします。 新興国株式、新興国に事業基盤を置く先進国株式、および新興国債券に幅広く投資することにより、リスクを抑制しながら、新興国株式と同等のリターンを実現することを目指します。 グローバルに配置したキャピタル・グループの調査チームを活用して情報収集を行い、投資対象は会社訪問を含む詳細な調査を経て、ボトムアップで選択します。 また、複数のポートフォリオ・マネジャーによるチーム運用によりポートフォリオの多様性を確保しており、リターンの変動を穏やかにすることも企図しています。 更に、当ファンド専任の計量分析チームが、詳細なリスクの管理を行い、収益変動率の抑制に寄与します。 *市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資対象	エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とします。 *先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。
主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は原則として取得時においてファンドの純資産額の10%を上限とします。ただし国債や政府保証債、短期金融商品等については除外します。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年1.25%(クラスX)、年0.875%(クラスZ)
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	・ファンド・アドミニストレーション・フィー 最大0.15% ・カストディー・フィー 最大0.08% ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息、法律顧問費用など。
その他	

委託会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル
受託会社	ジェー・ビー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年3月末日

(参考)指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行う指定投資信託証券の委託会社の沿革について、平成27年10月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

(中略)

[キャピタルリサーチ アンド マネジメント カンパニー]

1931年に創業し、世界的な資産運用ビジネスを展開するキャピタル・グループ・カンパニーのひとつで米ロスアンジェルスに本拠地を置いている投資顧問会社です。

[キャピタル インターナショナル エス エイ アール エル]

1963年創業のスイスに本拠を置くキャピタル・グループ傘下の投資顧問会社です。
世界中の株式・債券等への投資を行っています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(参考)指定投資信託証券の概要

下記の概要は、平成28年5月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

(中略)

[7] キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラスZ
(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
委託会社	キャピタルリサーチ アンド マネジメント カンパニー
ファンドの特徴	経験豊富なアナリストが世界各地から情報収集を行い、新興国の株式・債券に幅広く投資することにより、リスクを抑えながら、新興国株式と同等のリターンを目指す。
ベンチマーク	なし

[8] キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ クラスZ
(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
----------	-----------------

委託会社	キャピタルリサーチ アンド マネジメント カンパニー
ファンドの特徴	アメリカにおいて超長期の運用実績を持つキャピタルグループの代表的なファンドと同様の運用を行う。複数のマネージャーによるチーム運用も特徴の一つ。
ベンチマーク	S&P500

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行う投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成28年5月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。また、ここに記載した指定投資信託証券は平成28年5月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用私募)・(適格機関投資家限定)・(適格機関投資家専用)・(適格機関投資家用)・(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

(中略)

種類・項目	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
運用の基本方針	
形態	外国投資法人/ルクセンブルグ籍/円建て
投資態度	資産保全を意図しつつ、新興国市場の潜在的な成長性を捉えることによって中長期のファンド成長を目指すことを目的とします。 新興国株式、新興国に事業基盤を置く先進国株式、および新興国債券に幅広く投資することにより、リスクを抑制しながら、新興国株式と同等のリターンを実現することを目指します。 グローバルに配置したキャピタル・グループの調査チームを活用して情報収集を行い、投資対象は会社訪問を含む詳細な調査を経て、ボトムアップで選択します。 また、複数のポートフォリオ・マネージャーによるチーム運用によりポートフォリオの多様性を確保しており、リターンの変動を穏やかにすることも企図しています。 更に、当ファンド専任の計量分析チームが、詳細なリスクの管理を行い、収益変動率の抑制に寄与します。 *市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資対象	エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とします。 *先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重を占めている場合、投資対象に含みます。
主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は原則として取得時においてファンドの純資産額の10%を上限とします。ただし国債や政府保証債、短期金融商品等については除外します。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	

信託報酬	純資産総額に対して年0.875%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	・ファンド・アドミニストレーション・フィー 最大0.15% ・カストディー・フィー 最大0.08% ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息、法律顧問費用など。
その他	
委託会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
受託会社	ジェー・ピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年3月末日

種類・項目	キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
運用の基本方針	
形態	外国投資法人 / ルクセンブルグ籍 / 円建て
投資態度	主に米国の企業の発行する証券への投資を通じて長期的な資本の増加及び配当を目的として投資されます。 徹底した企業調査に基づいて企業の本質的価値に注目したアクティブ運用を行い、長期的に市場を上回るパフォーマンスを目指します。 また、複数のマネージャーによるチーム運用によりポートフォリオの多様性を確保しており、リターンの変動を穏やかにすることも狙っています。
投資対象	ファンドのポートフォリオは、主として、以下の譲渡性証券およびマネーマーケット商品に投資されます。 <u>適格国(米国、MSCIワールドインデックスを構成する国、ルクセンブルグ、エマージング国)の証券取引所に上場しているもの。</u> <u>その他規制のある市場で取引されているもの。</u> <u>発行後1年以内に上記いずれかの要件を満たすもの。</u> ファンドは、法律、規制および事務的慣行によって定められた条件下において、効率的にポートフォリオを運用するために、もしくは最適な通貨配分の達成を図るために、ルクセンブルグ法または金融監督委員会(CSSF)通達で認められた金融派生商品を利用する場合があります。
主な投資制限	・貴金属、コモディティ、不動産への投資、証券の信用買い付けは行いません。 ・ポートフォリオの5%を制限として普通債へ投資することができます。 ・ポートフォリオの15%を制限として米国に本拠を置かない発行体の証券へ投資することができます。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年0.65% (2018年6月30日まで)、年 0.75% (2018年7月1日以降)
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし

その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンド・アドミニストレーション・フィー 最大0.15% ・カストディー・フィー 最大0.05% ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息、法律顧問費用など。
その他	
委託会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
受託会社	ジェー・ビー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年 12 月末日

(参考)指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行う指定投資信託証券の委託会社の沿革について、平成28年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

(中略)

〔キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー〕

1931年に創業し、世界的な資産運用ビジネスを展開するキャピタル・グループ・カンパニーのひとつで米ロスアンジェルズに本拠地を置いている投資顧問会社です。

(後略)

(2)【投資対象】

< 訂正前 >

主として国内外の株式等を投資対象とする投資信託証券を投資対象とします。当ファンドは、以下に示す投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます）を主要投資対象とします。

指定投資信託証券

- ・社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)
- ・TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定
- ・ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A (適格機関投資家限定)
- ・ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A (適格機関投資家限定)
- ・ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド2007(適格機関投資家専用)
- ・キャピタル・グループ・USグロースアンドインカム・ファンドクラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
- ・キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラスX (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
- ・キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)

* 上記は平成27年11月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

(後略)

< 訂正後 >

主として国内外の株式等を投資対象とする投資信託証券を投資対象とします。当ファンドは、以下に示す投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます）を主要投資対象とします。

指定投資信託証券

- ・社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)
- ・TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定
- ・ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A (適格機関投資家限定)
- ・ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A (適格機関投資家限定)
- ・ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド2007(適格機関投資家専用)
- ・キャピタル・グループ・USグロースアンドインカム・ファンド クラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
- ・キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
- ・キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ クラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)

* 上記は平成28年5月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

（後略）

(3)【運用体制】

< 訂正前 >

（前略）

* 運用体制は平成27年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

< 訂正後 >

（前略）

* 運用体制は平成28年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

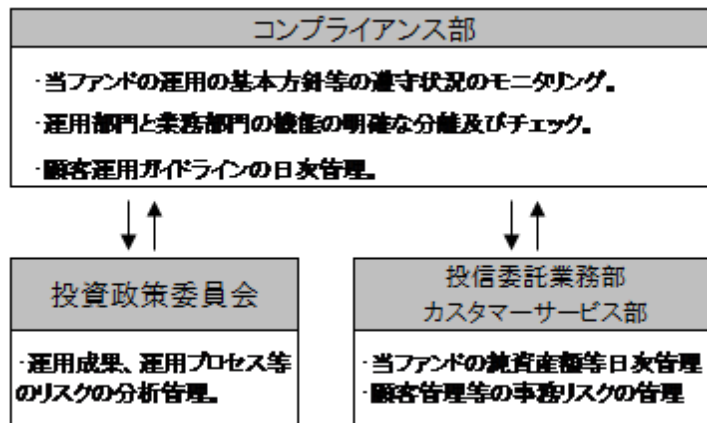
3【投資リスク】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

< 訂正・更新内容 >

リスク管理体制

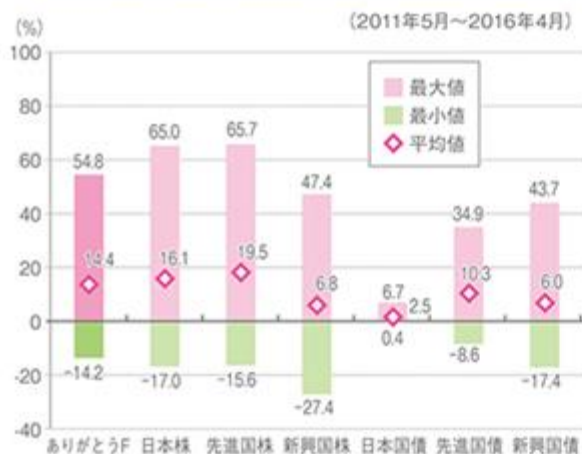
弊社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



* リスク管理体制は、平成28年4月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

参考情報

ありがとうファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2011年5月～2016年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ありがとうファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
(すべての資産クラスがありがとうファンドの投資対象とは限りません。)

ありがとうファンドの年間騰落率および基準価額の推移



※設定来「無分配」のため、「分配金再投資基準価額」は「基準価額」と同じです。

※騰落率は、各月末における直近1年間について、月次ベースで表示したものです。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX配当込み指数
先進国株	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index
新興国株	MSCI EM (Emerging Markets) Index
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし円ベース)
新興国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

(海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。)

※他の代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しています。

株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。

また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

< 訂正・更新内容 >

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.972%（税抜0.9%）を乗じて得た額とします。

設定元本部分が増加した際の信託報酬の総額、信託報酬にかかる委託会社、受託会社及び販売会社の間の配分は次の通りとなります。

時期	項目	費用				
		純資産総額が	信託報酬の総額	委託会社	受託会社	販売会社
毎日	信託報酬の総額及び配分（純資産総額に対し）	250億円まで	年率0.972% （税抜0.9%）	年率0.4752% （税抜0.44%）	年率0.108% （税抜0.10%）	年率0.3888% （税抜0.36%）
		250億円超 500億円まで	年率0.918% （税抜0.85%）	年率0.4644% （税抜0.43%）	年率0.0972% （税抜0.09%）	年率0.3564% （税抜0.33%）
		500億円超 750億円まで	年率0.864% （税抜0.80%）	年率0.4536% （税抜0.42%）	年率0.0864% （税抜0.08%）	年率0.324% （税抜0.30%）
		750億円超 1000億円まで	年率0.81% （税抜0.75%）	年率0.4428% （税抜0.41%）	年率0.0756% （税抜0.07%）	年率0.2916% （税抜0.27%）
		1000億円超	年率0.756% （税抜0.70%）	年率0.432% （税抜0.40%）	年率0.0648% （税抜0.06%）	年率0.2592% （税抜0.24%）

・信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

・信託報酬に対する消費税相当額等の費用を信託財産は負担します。

税額は平成28年4月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

実質的な信託報酬は信託財産の純資産総額に対して概算で年1.7% ± 0.25%です。当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出しております。

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（平成28年5月末日現在。）

指定投資信託証券の名称	信託報酬（年率）
社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）	0.864%（税抜0.80%）
TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定	0.513%（税抜0.475%）
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA （適格機関投資家限定）	1.08%（税抜1.00%）
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA （適格機関投資家限定）	1.08%（税抜1.00%）
ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007 （適格機関投資家専用）	1.404%（税抜1.30%）
キャピタル・グループ・USグロースアンドインカム・ファンドクラスZ （ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）	0.75%
キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニ ティーズ クラスZ（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）	0.875%

キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ クラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	0.65%
--	-------

5【運用状況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新内容>

以下は平成28年4月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。(小数点第3位を四捨五入)

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	7,130,791,310	64.43
投資証券	ルクセンブルグ	2,784,926,461	25.16
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		1,151,818,954	10.41
合計(純資産総額)		11,067,536,725	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価	簿価 金額	評価 単価	評価 金額	投資 比率
1	日本	投資信託 受益証券	TMA長期投資 ファンド	(口) 1,214,710,094	(円) 17,182.00	(円) 2,087,114,883	(円) 17,868	(円) 2,170,443,995	(%) 19.61
2	ルクセンブルグ	投資 証券	キャピタル・グループ・USグ ロースアンドインカム・ ファンドクラスZ	667,135.11	3,093.25	2,063,616,813	3,064	2,044,101,977	18.47
3	日本	投資信託 受益証券	社会貢献 ファンド	1,121,542,949	17,714.00	1,986,701,179	17,404	1,951,933,348	17.64
4	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェスト・ エマージングマーケット・ ファンドSA	783,863,043	14,340.03	1,124,062,127	13,512	1,059,155,743	9.57
5	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェスト・ ヨーロッパ・ファンドSA	626,767,179	18,075.56	1,132,916,860	16,665	1,044,507,503	9.44
6	日本	投資信託 受益証券	ALAMCO ハリス グローバ ルバリュー株ファンド	823,998,836	11,967.83	986,148,613	10,980	904,750,721	8.17
7	ルクセンブルグ	投資 証券	キャピタル・グループ・EM・ トータル・オポチュニティーズ クラスZ	583,786.04	1,364.99	796,867,944	1,269	740,824,484	6.69

参考資料

組入ファンドの株式組入上位10銘柄（平成28年4月末日現在）

「社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）」

ALAMCO社会貢献マザーファンドの株式組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	構成比率
1	ブロンコピリー	小売業	6.2%
2	アークランドサービス	小売業	4.9%
3	太陽ホールディングス	化学	4.4%
4	良品計画	小売業	4.1%

5	三菱鉛筆	その他製品	4.0%
6	ダイキン工業	機械	3.9%
7	東鉄工業	建設業	3.7%
8	ヤフー	情報・通信業	3.6%
9	オムロン	電気機器	3.6%
10	ミルボン	化学	3.6%

上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定」

	銘柄名	業種	構成比率
1	キーエンス	産業用エレクトロニクス	4.6%
2	ニトリホールディングス	小売	4.2%
3	ヤフー	メディア	4.1%
4	関西ペイント	基礎素材	3.7%
5	NOVOZYMES A/S-B SHARES	素材	3.6%
6	CHURCH & DWIGHT CO INC	家庭用品・パーソナル用品	3.3%
7	エムスリー	医薬品・ヘルスケア	3.3%
8	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフトウェア・サービス	3.3%
9	アサヒグループホールディングス	食品	3.2%
10	信越化学工業	基礎素材	3.2%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	INDITEX	一般消費財・サービス	7.0%
2	ESSILOR INTERNATIONAL	ヘルスケア	5.9%
3	AMADEUS IT HOLDINGS SA	情報技術	5.8%
4	NOVO NORDISK A/S-B	ヘルスケア	5.6%
5	DASSAULT SYSTEMES SA	情報技術	5.0%
6	COLOPLAST -B	ヘルスケア	4.2%
7	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	ヘルスケア	4.1%
8	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	ヘルスケア	4.0%
9	WIRECARD AG	情報技術	3.6%
10	ARM HOLDINGS PLC	情報技術	3.4%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（適格機関投資家限定）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	情報技術	6.6%
2	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	5.6%

3	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	金融	5.5%
4	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	公益事業	4.0%
5	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	金融	3.8%
6	NETEASE INC ADR	情報技術	3.8%
7	CKH HOLDINGS	資本財・サービス	3.8%
8	SANLAM LTD	金融	3.5%
9	CCR SA	資本財・サービス	3.1%
10	CIELO SA	情報技術	3.1%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007(適格機関投資家専用)」

	銘柄名	業種	構成比率
1	BNP PARIBAS	銀行	5.7%
2	GLENCORE PLC	素材	5.4%
3	LAFARGEHOLCIM LTD	素材	5.2%
4	CNH INDUSTRIAL NV	資本財	5.1%
5	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	4.8%
6	DAIMLER AG-REG	自動車・自動車部品	4.8%
7	ALLIANZ SE	保険	4.5%
8	GENERAL MOTORS CO	自動車・自動車部品	4.4%
9	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	保険	4.3%
10	JULIUS BAER GROUP LTD	各種金融	4.1%

上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「キャピタル・グループ・USグロースアンドインカム・ファンド クラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)」

	銘柄名	業種	構成比率
1	Amgen	ヘルスケア	6.1%
2	Verizon Communications	電気通信サービス	4.2%
3	Oracle	情報技術	4.0%
4	UnitedHealth Group	ヘルスケア	3.1%
5	Philip Morris International	生活必需品	2.8%
6	Amazon	一般消費財	2.7%
7	Exelon	公益事業	2.7%
8	ConocoPhillips	エネルギー	2.6%
9	Stryker	ヘルスケア	2.3%
10	Union Pacific	工業	2.3%

「キャピタル・グループ・EM・トータル・オポチュニティーズ クラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)」

	銘柄名	種別	構成比率
1	Mexico Government	新興国債券	6.4%

2	India Government	新興国債券	4.6%
3	Argentina Government	新興国債券	4.0%
4	Brazil Government	新興国債券	3.6%
5	Turkey Government	新興国債券	3.3%
6	Pemex	新興国債券	2.2%
7	TSMC	新興国株式	2.2%
8	Colombia Government	新興国債券	2.1%
9	Minth Group	新興国株式	1.7%
10	Indonesia Government	新興国債券	1.4%

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		64.43
投資証券		25.16
合計		89.59

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成16年9月1日)	161,533,737	-	1.0000	-
第1期 (平成17年8月31日)	813,453,652	-	1.0705	-
第2期 (平成18年8月31日)	3,255,488,912	-	1.2526	-
第3期 (平成19年8月31日)	6,857,065,724	-	1.2681	-
第4期 (平成20年9月1日)	6,847,698,905	-	1.0075	-
第5期 (平成21年8月31日)	7,075,133,780	-	0.8878	-
第6期 (平成22年8月31日)	6,850,562,504	-	0.8014	-

第7期 (平成23年8月31日)	7,105,766,275	-	0.7940	-
第8期 (平成24年8月31日)	7,681,193,769	-	0.8146	-
第9期 (平成25年9月2日)	10,261,182,154	-	1.1647	-
第10期 (平成26年9月1日)	10,825,245,072	-	1.3818	-
第11期 (平成27年8月31日)	11,337,364,919	-	1.5772	-
平成27年4月末日	12,173,062,934	-	1.6637	-
5月末日	12,488,180,685	-	1.7107	-
6月末日	12,196,846,207	-	1.6784	-
7月末日	12,064,919,146	-	1.6740	-
8月末日	11,337,364,919	-	1.5772	-
9月末日	10,728,785,661	-	1.4880	-
10月末日	11,610,361,202	-	1.6033	-
11月末日	11,782,269,250	-	1.6347	-
12月末日	11,451,280,653	-	1.5892	-
平成28年1月末日	10,665,267,828	-	1.4774	-
2月末日	10,342,502,463	-	1.4325	-
3月末日	10,947,760,762	-	1.5142	-
4月末日	11,067,536,725	-	1.5334	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0000円
第8期	0.0000円
第9期	0.0000円
第10期	0.0000円
第11期	0.0000円

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	7.05%
第2期	17.01%
第3期	1.24%
第4期	20.55%
第5期	11.88%
第6期	9.73%
第7期	0.92%
第8期	2.59%

第9期	42.98%
第10期	18.64%
第11期	14.14%
第12期(中間期)	9.17%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

(4) [設定及び解約の実績]

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	774,228,127	14,349,714	759,878,413
第2期	1,872,923,330	33,777,935	2,599,023,808
第3期	3,008,798,137	200,499,557	5,407,322,388
第4期	1,747,490,863	357,920,952	6,796,892,299
第5期	1,503,633,479	331,024,191	7,969,501,587
第6期	964,774,144	386,042,379	8,548,233,352
第7期	854,181,616	452,948,908	8,949,466,060
第8期	892,772,939	413,342,754	9,428,896,245
第9期	664,937,811	1,283,556,656	8,810,277,400
第10期	655,017,446	1,631,416,206	7,833,878,640
第11期	541,857,299	1,187,638,309	7,188,097,630
第12期(中間期)	297,278,037	265,577,793	7,219,797,874

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考情報)

運用実績

当初設定日:2004年9月1日

作成基準日:2016年4月28日

最新の運用実績は表紙に記載のホームページでご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



分配金の推移

2011年8月	2012年8月	2013年9月	2014年9月	2015年8月	設定来累計
0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円

※分配金は1万口あたり、税引前の分配金を記載しております。

※基準価額水準・市況動向等を勘案して、設定来、当ファンドは分配金をお支払いしておりません。

主要な資産の状況

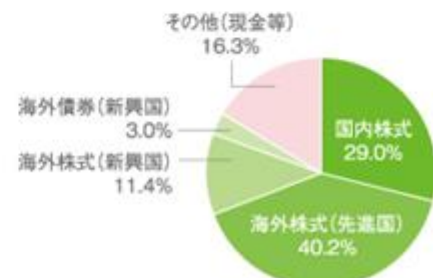
組入れファンドの比率

	資産クラス(主として)	比率
TMA長期投資ファンド	日本株式及び先進国株式	19.6%
Capital Group US Growth&Income classZ	米国株式	18.5%
社会貢献ファンド	日本株式	17.6%
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA	新興国株式	9.6%
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA	先進国株式	9.4%
ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド2007	先進国株式	8.2%
Capital Group EM Total Opportunities classZ	新興国株式及び新興国債券	6.7%
現金等	—	10.4%

・資産クラスは運用実績作成基準日現在、主として投資対象としている地域を表示しています。

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

ファンド全体 (各ファンド合計)の 資産配分状況



・各ファンドの4月末のデータを基に作成

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・その他(現金等)比率は投資先ファンド当該区分加重平均値を含む数値

年間収益率の推移



第2【管理及び運営】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

< 訂正・更新内容 >

1【申込(販売)手続等】

取得申込みの受付は原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日及びルクセンブルクの銀行休業日にあたる場合は申込みの受付を行いません。

受益権の販売単位は販売会社にご確認ください。

買い付け口数の計算に用いる当該受益権の販売価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。

なお、申込手数料については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金(1) 申込手数料」をご参照ください。

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みを制限すること、及び当該取得申込みの受付を中止すること、ならびに既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託会社及び販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドのお取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による契約の解除」(いわゆる「クーリング・オフ」)の適用はありません。

2【換金(解約)手続等】

当ファンドは、原則としてファンドの設定日以降のいつでも換金することができます。

受益者は、委託会社に1円以上1円単位の『金額指定』、または『全額換金』の指示をもって、一部解約の請求をすることができます(『金額指定』解約の場合、計算時に口座残高が請求金額に満たない場合には、自動的に『全額換金』として処理されます。)

当該解約口数の計算には原則として申込日の翌々営業日における基準価額を用います。解約口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社または販売会社にお問い合わせ下さい。基準価額は、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

解約請求の受付は原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。ただし、解約の請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日及びルクセンブルクの銀行休業日にあたる場合は申込みの受付を行いません。

一部解約実行の請求を受付けた場合には、委託会社はこの信託契約の一部を解約します。解約は、原則として解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の解約請求の受け付けを中止することがあります。その場合、受益者は解約請求の受付中止以前に行った当日の解約の受け付けを撤回できるものとし、ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。当該請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(後略)

第3【ファンドの経理状況】

< 訂正前 >

- (1) （省略）
- (2) （省略）

< 訂正後 >

- (1) （省略）
- (2) （省略）

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成27年9月1日から平成28年2月29日まで)の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に以下の内容を追加します。

中間財務諸表

ありがとうファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第12期中間計算期間末 平成28年2月29日現在
資産の部	
流動資産	
預金	1,257,000,000
金銭信託	381,104
投資信託受益証券	6,583,504,111
投資証券	2,586,949,920
流動資産合計	10,427,835,135
資産合計	10,427,835,135
負債の部	
流動負債	
未払解約金	31,552,223
未払受託者報酬	5,975,572
未払委託者報酬	47,804,877
流動負債合計	85,332,672
負債合計	85,332,672
純資産の部	
元本等	
元本	7,219,797,874
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,122,704,589
（分配準備積立金）	3,250,986,586
元本等合計	10,342,502,463
純資産合計	10,342,502,463
負債純資産合計	10,427,835,135

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期中間計算期間 自 平成27年9月 1日 至 平成28年2月29日
営業収益	
受取利息	68,884
有価証券売買等損益	984,376,640
営業収益合計	984,307,756
営業費用	
受託者報酬	5,975,572
委託者報酬	47,804,877
営業費用合計	53,780,449
営業利益又は営業損失（ ）	1,038,088,205
経常利益又は経常損失（ ）	1,038,088,205
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,038,088,205
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	9,926,089
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,149,267,289
剰余金増加額又は欠損金減少額	154,733,216
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	154,733,216
剰余金減少額又は欠損金増加額	153,133,800
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	153,133,800
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,122,704,589

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第12期中間計算期間 自 平成27年9月 1日 至 平成28年2月29日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の中間計算期間末日の前営業日（一部は前々営業日）の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第12期中間計算期間末 平成28年2月29日現在
1 . 期首元本額	7,188,097,630円
期中追加設定元本額	297,278,037円
期中一部解約元本額	265,577,793円
2 . 受益権の総数	7,219,797,874口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第12期中間計算期間 自 平成27年9月 1日 至 平成28年2月29日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第12期中間計算期間末 平成28年2月29日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

第12期中間計算期間末 平成28年2月29日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第12期中間計算期間末 平成28年2月29日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4325円 (14,325円)

2【ファンドの現況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

< 訂正・更新内容 >

【純資産額計算書】

平成28年4月末日現在

資産総額	11,089,123,234円
負債総額	21,586,509円
純資産総額(-)	11,067,536,725円
発行済口数	7,217,503,228口
1口当たり純資産額(/)	1.5334円

第三部 [委託会社等の情報]**第1 [委託会社等の概況]**

1 [委託会社等の概況]

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

資本金の額(平成27年10月末日現在)

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

(後略)

<訂正後>

資本金の額(平成28年4月末日現在)

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

(後略)

2 [事業の内容及び営業の概況]

<訂正前>

(前略)

平成27年10月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

	種 類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	11,610,361,202円

<訂正後>

(前略)

平成28年4月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

	種 類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	11,067,536,725円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新内容>

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
4. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
5. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第12期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の財務諸表ならびに第13期中間会計期間（自平成27年4月1日至平成27年9月30日）の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査および中間監査を受けております。

原届出書の財務諸表の末尾に以下の内容を追加します。

<追加内容>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		第13期中間会計期間末 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		190,039
直販顧客分別金信託		19,996
前払費用		851
未収委託者報酬		7,826
繰延税金資産		4,361
流動資産合計		223,074
固定資産		
有形固定資産	1	
器具備品		639
有形固定資産合計		639
投資その他の資産		
長期前払費用		55
投資その他の資産合計		55
固定資産合計		695
資産合計		223,769
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		6,790

預り金	490
未払金	42,348
未払費用	2,791
未払法人税等	1,870
未払消費税等	2,417
賞与引当金	1,500
流動負債合計	58,208
固定負債	
株主、役員又は従業員からの	
長期借入金	15,000
退職給付引当金	1,335
固定負債合計	16,335
負債合計	74,543
純資産の部	
株主資本	
資本金	265,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	115,774
利益剰余金合計	115,774
株主資本合計	149,225
純資産合計	149,225
負債・純資産合計	223,769

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第13期中間会計期間 自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日
営業収益		
委託者報酬		47,847
その他営業収入		124
営業収益合計		47,971
営業費用		16,688
一般管理費	1	20,801
営業利益		10,482
営業外収益		49
営業外費用		37
経常利益		10,494
税引前中間純利益		10,494
法人税、住民税及び事業税		1,366
法人税等調整額		1,237
中間純利益		10,365

(3) 中間株主資本等変動計算書

第13期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本			純資産合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			

当期首残高	265,000	126,139	126,139	138,860	138,860
当中間期変動額					
中間純利益		10,365	10,365	10,365	10,365
当中間期変動額合計	-	10,365	10,365	10,365	10,365
当中間期末残高	265,000	115,774	115,774	149,225	149,225

重要な会計方針

項目	第13期中間会計期間 自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日
1固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産</p> <p>定率法によっております。なお取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>主な耐用年数は以下の通りです。</p> <p>器具備品 2～5年</p> <p>長期前払費用</p> <p>均等償却によっております。なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>
2引当金の計上基準	<p>賞与引当金</p> <p>従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。</p> <p>なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。</p>
3その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理について</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第13期中間会計期間末(平成27年9月30日現在)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

器具備品	2,542千円
------	---------

(中間損益計算書関係)

第13期中間会計期間

自 平成27年 4月 1日

至 平成27年 9月30日

1 減価償却実施額

有形固定資産 313千円

長期前払費用 8千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第13期中間会計期間

自 平成27年 4月 1日

至 平成27年 9月30日

1 発行済株式に関する事項

	当事業年度期 首株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計期 間末株式数
普通株式	26,500株	-	-	26,500株

2 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(リース取引)

第13期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第13期中間会計期間末(平成27年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	190,039	190,039	-
(2)直販顧客分別金信託	19,996	19,996	-
(3)未収委託者報酬	7,826	7,826	-

資産計	217,862	217,862	-
(1)未払金	42,348	42,348	-
(2)株主、役員又は従業員からの長期借入金	15,000	15,000	-
負債計	57,348	57,348	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債 (1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)株主、役員又は従業員からの長期借入金

同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しておりますが、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

第13期中間会計期間末(平成27年9月30日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引)

第13期中間会計期間末(平成27年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第13期中間会計期間(自平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載していません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第13期中間会計期間									
自 平成27年 4月 1日									
至 平成27年 9月30日									
1株当たり純資産額	5,631円16銭								
1株当たり中間純利益	391円15銭								
<p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中間純利益</td> <td style="text-align: right;">10,365千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式に帰属しない金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式に係る中間純利益</td> <td style="text-align: right;">10,365千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">期中平均株式数</td> <td style="text-align: right;">26,500株</td> </tr> </table>		中間純利益	10,365千円	普通株式に帰属しない金額		普通株式に係る中間純利益	10,365千円	期中平均株式数	26,500株
中間純利益	10,365千円								
普通株式に帰属しない金額									
普通株式に係る中間純利益	10,365千円								
期中平均株式数	26,500株								

(重要な後発事象)

該当事項はありません

5【その他】

c. 訴訟事件その他の重要事項

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

平成27年10月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

（後略）

<訂正後>

平成28年4月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

（後略）

第2【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

(1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	30,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

平成27年10月末日現在

< 訂正後 >

(1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	30,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

平成28年4月末日現在

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月11日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴 朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているありがとうファンドの平成27年9月1日から平成28年2月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとうファンドの平成28年2月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年9月1日から平成28年2月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ありがとう投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年6月2日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- * 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 立野 晴 朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- * 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - * XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。